

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minshou.com
suta-ms@jasmine.ocn.ne.jp

家賃支援給付金について

5月の緊急事態宣言の延長等により売上の減少に直面する事業者に対して、事業継続を下支えするため地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金が国から支給されます。

対象者

- ①・②・③すべてを満たす事業者
- ① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※
- ※ 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② 今年の5月〜12月の売上高について、
 - ・ 1カ月で前年同月比▲50%以上 または、
 - ・ 連続する3カ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

内容

【給付額】

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

【算定方法】

申請時の直近1カ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

支払賃料(月額)	給付額(月額)
75万円以下	支払賃料×2/3
75万円超	50万円+ [支払賃料の75万円の超過分×1/3]

※ただし、100万円(月額)が上限

支払賃料(月額)	給付額(月額)
37.5万円以下	支払賃料×2/3
37.5万円超	25万円+ [支払賃料の37.5万円の超過分×1/3]

※ただし、50万円(月額)が上限

伝言板

新型コロナ関連 給付金等相談会

7月20日(月) 14時00分 民商會館
 7月21日(火) 19時00分 民商會館

収支内訳書返還集会・行動

7月30日(木) 13時00分 吹田勤労者會館
 7月30日(木) 19時00分 民商會館

短時間(30分程度)の集会の後、返還行動に移ります。

家賃支援給付金の追加資料について

家賃支援給付金の申請が14日から始まりました。申請にあたって家賃支援給付金事務局の様式でテナントの所有者等(賃貸人)から証明が必要な場合があります。以下の6つのケースです。特に①は申請するほとんどの事業者が該当すると思われるのでご注意ください。

- ① 契約書等の契約期間に2020年3月31日又は申請日が含まれていない場合
契約書に記載された契約期間が過ぎて自動更新され、新たな期間の契約書を作成していない場合です。多くの方がこのケースに該当します。
- ② 契約書等の賃貸人等と現在の賃貸人等の名義が異なる場合
賃借している土地・建物が売買・相続・贈与などによって所有者が代わっているケースなどです。
- ③ 契約書等の賃借人等と申請者の名義が異なる場合
事業承継(親から経営を譲りうけた)や法人成り(個人事業で事業を開始し法人を設立した)のケースです。
- ④ 直近3ヶ月分の家賃の支払いを証明できる資料がない場合
家賃を払い込んだ通帳や振込明細書を紛失したケースなどです。
- ⑤ 直近3ヶ月の期間で家賃の支払いが免除・猶予されていた場合
家賃を滞納しているケースもあてはまります。
- ⑥ 契約書が存在しない場合

※①〜⑥の様式は民商で準備しています。必要な方は民商事務所にお越しいただくか、ご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症対応

休業支援金・給付金

新型コロナウイルスの緊急事態宣言等のため、休業を指示されたが休業補償を受けられなかった中小企業の労働者に対して、国から支援金・給付金が支給される制度が始まっています。パート・アルバイトなど非正規雇用で、所定労働時間が雇用保険の要件に満たない場合でも対象になります。

(1) 対象者

令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者

(2) 支援金額の算定方法

- ① 休業前の1日当たり平均賃金 × 80% (1万円が上限) ×
- ② (各月の日数(30日又は31日)・就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

(3) 手続内容

- ① 申請方法… 郵送(オンライン申請も準備中)
- (労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能)

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！